第六十八条　秘密性
第六十九条　原産地規則に関する小委員会
第七十条　運用上の手続規則
第七十一条　雑則
第七十二条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定
第四章　税関手続及び貿易円滑化
第七十三条　適用範囲
第七十四条　目的
第七十五条　定義
第七十六条　透明性
第七十七条　情報通信技術
第七十八条　危険度に応じた管理手法
第七十九条　通関
第八十条　積荷のための別個のかつ迅速な税関手続
第八十一条　事前教示
第八十二条　審査
第八十三条　税関協力及び情報の交換
第八十四条　罰則
第八十五条　税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会
第五章　衛生植物検疫措置
第八十六条　適用範囲
第八十七条　権利及び義務の再確認
第八十八条　照会所
第八十九条　衛生植物検疫措置に関する小委員会
第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
第九十条　適用範囲
第九十一条　目的
第九十二条　定義
第九十三条　権利及び義務の再確認
第九十四条　国際標準
第九十五条　強制規格
第九十六条　適合性評価
第九十七条　透明性
第九十八条　技術協力
第九十九条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第百条　情報の交換
第七章　国境を越えるサービスの貿易
第百一条　適用範囲
第百二条　定義
第百三条　補助金
第百四条　内国民待遇
第百五条　最恵国待遇
第百六条　市場アクセス
第百七条　現地における拠点
第百八条　適合しない措置
第百九条　通報
第百十条　透明性
第百十一条　国内規制
第百十二条　承認
第百十三条　支払及び資金の移転
第百十四条　実施
第百十五条　利益の否認
第八章　電気通信サービス
第百十六条　適用範囲
第百十七条　定義
第百十八条　アクセス及び利用
第百十九条　番号ポータビリティ
第百二十条　競争条件の確保のためのセーフガード
第百二十一条　主要なサービス提供者による待遇
第百二十二条　再販売
第百二十三条　相互接続
第百二十四条　専用回線によるサービスの提供及び価格
第百二十五条　独立の電気通信規制機関
第百二十六条　ユニバーサル・サービス
第百二十七条　免許の基準の公の利用可能性
第百二十八条　希少な資源の分配及び利用
第百二十九条　透明性
第百三十条　電気通信に関する紛争解決
第百三十一条　国際機関との関係
第百三十二条　他の章との関係
第九章　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在
第百三十三条　一般原則
第百三十四条　適用範囲
第百三十五条　定義
第百三十六条　入国及び一時的な滞在の許可
第百三十七条　情報の提供及び手続の円滑化
第百三十八条　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会
第百三十九条　協力
第百四十条　紛争解決
第百四十一条　出入国管理に関する措置
第百四十二条　透明性
第十章　政府調達
第百四十三条　適用範囲
第百四十四条　定義
第百四十五条　内国民待遇及び無差別待遇
第百四十六条　原産地規則
第百四十七条　契約の評価
第百四十八条　調達の効果を減殺する措置の禁止
第百四十九条　技術仕様
第百五十条　入札の手続